

指宿市「地熱の恵み」活用プロジェクト  
地熱発電事業者公募要項

令和元年 5 月  
指宿市

# 目次

1	公募の目的	1
2	募集概要等	1
3	応募資格	4
4	スケジュール	4
5	応募登録	5
6	現地確認	5
7	質疑の方法	5
8	企画提案書の提出	5
9	審査方法	6
10	審査結果の通知及び公表	8
11	事業基本協定	8
12	土地賃貸借契約	8
13	留意事項	8
14	担当窓口	9

様式

別添資料

## 指宿市「地熱の恵み」活用プロジェクト 地熱発電事業者公募要項

### 1 公募の目的

本市は、地熱ポテンシャルを有する地域である。賦存する地熱は市民の共有財産であり、貴重な宝でもある。先代から引き継いだこの貴重な財産を次世代に引き継いでいくことは必要不可欠なことである。

一方、人口減少が続く中、地熱という財産を有効に活用し続け、次世代に向けて地域を活性化していくことと、地球温暖化対策及び国のエネルギー政策に貢献していくことは、地熱の恵みを有する地域で生きる我々の責務でもある。

そこで、将来にわたって持続可能な秩序ある地熱の活用を行うため、公募型プロポーザルにより「地熱を活用した発電事業者」（以下：発電事業者）を選定し、市と発電事業者が一体となった「地熱の恵み」活用プロジェクト<sup>1</sup>を遂行し、市勢の発展に資することを目的とする。

市では、国の地表調査データ及び平成 27 年度指宿市が行った伏目地区の地表調査データを提示することで、ヘルシーランドの市有地の一部を使用して、地熱発電事業の実施提案を求めるものである。

なお、この公募においては、発電事業の実施と発電事業後の余剰熱活用の可能性の検討を求めるものであるが、余剰熱活用が可能と判断された場合、地熱発電実施後に、新たにその活用策について公募を実施することとする。

### 2 募集概要等

#### (1) 募集概要

ア 市有地使用に係る発電事業者を公募型プロポーザル方式により募集する。

イ 選定事業者数 1 者

#### (2) 事業場所の概要及び掘削内容

	事業場所
名称	ヘルシーランド
所在地	指宿市山川福元 3292 番地
地目	宅地 雑種地 山林 原野 鉱泉地
面積	約 104,000m <sup>2</sup>
都市計画区域	非線引きの都市計画区域
自然公園法	第 2 種特別地域
農業地域	農用地区域以外の農振地域

#### (3) 提案内容の条件

##### ア 提案募集の内容

本事業に係る発電事業計画に関する企画提案を募集する。

<sup>1</sup> 市と民間企業が共同してヘルシーランド内で地熱発電事業を行うと共に、観光業、農業、民間企業等が連携しながら地域産業の振興及び新たな雇用の創出等を目指すもの

当プロジェクトの工程及び役割については、次のとおり。

- ① 地元住民への説明（実施主体 市及び発電事業者）
- ② 調和のとれた地熱活用協議会への申請（実施主体 市及び発電事業者）
- ③ 構造試錘井の掘削（実施主体 市）
- ④ 発電事業（実施主体 発電事業者）
  - a 発電事業を実施するにあたり、井戸部分を除く発電事業用地は有償貸付とする。市は熱（蒸気、熱水）を販売し、発電事業者は熱使用料金を納入するものとする。
  - b 井戸の管理は発電事業者で行うものとする。なお、管理に係る費用は、協議のうえ決定する。

#### イ 設置運営主体

発電事業設備については、実施主体となる発電事業者が自らの責任において設置及び管理運営を行うこと。

#### ウ 土地貸付料

発電設備を設置する事業予定地（井戸部分を除く）は有償貸付とし、指宿市公有財産管理規則（平成 18 年指宿市規則第 45 号）第 42 条第 1 項に基づき算定する。

#### エ 事業期間等

この公募要項による指宿市「地熱の恵み」活用プロジェクトは、令和 4 年度までの早い時期に発電開始を目標とするものとする。

発電事業期間については、土地の貸与期間となる指宿市公有財産管理規則第 37 条第 1 項第 1 号に基づく期間とし、協議のうえ引き続き更新できるものとする。

また、賃貸借契約終了後の設備の取扱いについては、発電事業者からの提案により市と協議するものとする。

#### オ 発電の形態

フラッシュ発電かバイナリー発電かの形態は問わないが、上記事業期間等を考慮し、提案すること。

#### カ 発電事業に係る土地の賃貸借等

- ① 事業予定地（以下「貸付用地」）は現状有姿にて貸し付けるものとする。
- ② 貸付用地は、有償貸付とし、指宿市公有財産管理規則第 42 条第 1 項に基づき算定する。
- ③ 市は事業期間中の貸付用地の使用に関して、土地の瑕疵（かし）担保責任を含む一切の責任を負わないものとする。
- ④ 貸付用地内における工作物及び立木を除却又は伐採する場合は、あらかじめ市の承認を得ること。
- ⑤ 貸付用地の維持管理（除草・清掃・必要に応じた植栽等による景観維持、防音・防犯・防火・立入防止措置等の安全対策等）を行うこと。
- ⑥ 市有施設の維持管理のため、土地賃貸借契約期間中に指宿市職員等が貸付用地内に立ち入る場合があること。

#### キ 費用負担

- ① 構造試錘井掘削及び発電設備等の事業行為については、市費の支出は伴わないこととする。
- ② 発電設備を電力会社の系統に連系するために発生する工事費負担金等やその他調整費については、発電事業者の負担において行うこと。

#### ク 発電事業の安全確保、損害発生時の賠償等

- ① 事業計画、工事の実施、維持管理等に係る周辺地域への説明、地元調整等は、発電事業者の責任において適切に行うこと。
- ② 事業の実施に当たっては、発電設備の安全や騒音に注意する等、市施設や周辺住民等に影響のないような施工方法、設置場所等に配慮し、市施設や周辺住民等に損害を与えないよう十分注意すること。万が一損害が生じた場合は、発電事業者の責任において速やかに現状復旧するなど適切に措置すること。
- ③ 発電設備の原因により、市又は第三者に損害を与えたときは、発電事業者がその損害を賠償すること。また、そのような場合に備えて、できるだけ賠償責任保険等に加入すること。

#### ケ その他の条件

- ① 関係法令を遵守すること。
- ② 発電設備の設置場所における設置上の条件に留意すること。
- ③ 将来、周辺の土地利用が変更される場合があること。
- ④ 不当要求行為の排除対策として受注者は、「指宿市建設工事等暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - a 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うものもしくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、もしくは関与するものをいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下、「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下、「不当要求行為」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
  - b 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
  - c 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

#### コ その他留意事項

- ① 施設建設の工事請負については、指宿市内の事業者への発注に努めること。
- ② 維持管理業務については、指宿市内の事業者への業務委託に努めること。

### 3 応募資格

応募者は、次に掲げる全ての要件を満たしている単独の法人又は複数の法人で構成する共同企業体（JV）とする。

(1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年 8 月 30 日法律第 108 号）第 6 条第 1 項に規定する経済産業大臣の認定を受け、地熱発電事業を行う法人であること。

(2) 事業を実現することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有すること。

(3) 掘削長 1,500m を超える地熱生産井での発電実績があること。

(4) 発電事業が可能と判断された場合は、単独、共同企業体を問わず、指宿市内に法人を設立すること。

(5) 共同企業体については、応募及び事業に必要な諸手続き等を一貫して担当する法人（以下「代表者」という。）をあらかじめ定めること。また、共同企業体の構成員の役割分担を明確にすること。

(6) 次のア～エのいずれにも該当しないこと（応募者が共同企業体であるときは、その構成員の全てが該当しないこと。）

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 指宿市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 20 年指宿市告示第 99 号）による指名停止期間中の者

ウ 応募登録提出時点で、指宿市税を滞納している者

エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第 3 条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされているもの

(7) 応募者の複数提案等の禁止

応募者は複数の提案を行うことはできない。また、共同企業体の構成員は、本事業に応募する他の共同企業体の構成員となることはできず、別途単独での応募もできない。

(8) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

### 4 スケジュール

(1) 公募要項の配布 令和元年 5 月 13 日（月）

(2) 応募登録受付期間 令和元年 5 月 13 日（月）～ 5 月 31 日（金）

※応募する者は、必ず応募登録が必要

応募登録をしない者は、質疑、現地確認、企画提案ができません。

(3) 現地確認（任意） 令和元年 5 月 20 日（月）

(4) 質疑の受付 令和元年 5 月 13 日（月）～ 5 月 23 日（木）

(5) 質疑の回答 令和元年 6 月 3 日（月）まで

(6) 企画提案書受付期間 令和元年 6 月 14 日（金）～ 6 月 28 日（金）

(7) 審査及び事業者選定

プレゼンテーション及び審査（学識経験者等によるヒアリング）

令和元年7月8日（月）※スケジュールは変更となる場合がある。

5 応募登録

本公募に応募を希望する場合は、次のとおり事前に登録するものとする。登録にあたっては、応募資格があるか確認のうえ申し込むこと。

なお、受付期間を過ぎての申込みは受け付けない。

(1) 提出様式

ア 指宿市「地熱の恵み」活用プロジェクト 地熱発電事業者応募登録申込書（様式1）  
（複数枚にわたってもよい）

イ 役員一覧

(2) 受付期間 令和元年5月13日（月）～5月31日（金） 17時 必着

(3) 提出方法 持参又は郵送

(4) 提出先 指宿市役所 市長公室 政策推進係

（〒891-0497 指宿市十町 2424 番地（指宿庁舎2階））

6 現地確認

応募登録を行った者を対象に、次のとおり現地確認を実施する。なお、応募登録を行った者で現地確認を希望しない場合は、その旨連絡すること。

(1) 現地確認日時 令和元年5月20日（月）13時30分から

(2) 場所 ヘルシーランド（指宿市山川福元3292番地）内たまた箱温泉駐車場に集合

7 質疑の方法

この公募要項の内容等に関する質疑の方法等は、次のとおりとする。なお、応募登録を行っていない者、応募資格がない者からの質疑は受け付けない。また、口頭、電話による質疑は一切受け付けない。

(1) 提出様式 指宿市「地熱の恵み」活用プロジェクト 地熱発電事業者公募要項等に関する質問書（様式2）

(2) 受付期間 令和元年5月13日（月）～5月23日（木） 17時必着

(3) 提出方法 指宿市役所総務部市長公室政策推進係あてに持参、ファックス、又は電子メールで提出してください。

ファックス番号 0993-24-3826

電子メール [koshitsu@city.ibusuki.jp](mailto:koshitsu@city.ibusuki.jp)

※ファックス又は電子メールの場合は着信確認の連絡をお願いします。

(4) 回答 提出された質疑については、応募登録をした全事業者に対して、6月3日（月）までに電子メールで回答する。

8 企画提案書の提出

(1) 受付時間及び提出方法

ア 受付時間 令和元年6月14日（金）～6月28日（金） 17時必着

イ 提出方法 持参又は郵送

ウ 提出先 指宿市役所 市長公室 政策推進係  
(〒891-0497 指宿市十町 2424 番地 (指宿市役所指宿庁舎 2 階))

(2) 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。

ア 様式 3 「指宿市山川伏目地域地熱資源活用事業計画」

添付資料

- ① 法人登記簿謄本 ※注
- ② 決算書 (3 期比較) ※注
- ③ スケジュール表
- ④ 地下構造基礎資料
- ⑤ その他, 参考資料

※注 複数の事業者で事業を行う場合は、事業者ごとに提出

イ 2 MW の発電シミュレーション (様式は任意)

発電規模については、資源量調査や事業性評価を行ったうえで決定していくものである。したがって 2 MW の発電出力については確定した発電規模ではない。様式については任意で構わないが、15 年間の収支とし、市へ納入する熱使用料金の項目を設け、井戸に係る管理経費も考慮すること。

(3) 提出部数

各 8 部提出すること。

※上記 (2) ア①の法人登記簿謄本, ②の決算書 (3 期比較) は, 原本 1 部で可

(4) その他

ア 応募登録を行わなかった者からの企画提案書は受け付けない。

なお、応募登録を行った者が企画提案書を提出しない場合はその理由を記載して 6 月 13 日 (木) 17 時までに「ア 指宿市「地熱の恵み」活用プロジェクト 発電事業者応募辞退届」(様式 4) を上記 (1) ウの提出先に提出すること。

イ 提出された企画提案書等提出書類は、返却しない。

## 9 審査方法

本公募要領に定める事項を満たした者について、審査委員会においてプレゼンテーション方式により審査を行い、最優秀提案者を発電事業者として選定する。

(1) プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施する。

- ① 日程 令和元年 7 月 8 日 (月)

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

- ② 実施時間 1 社につき 70 分以内とする。

(準備 10 分, プレゼンテーション 30 分, 質疑応答 10 分, 片付け 10 分を予定)

- ③ 貸出物品 机, 椅子, 電源, スクリーン, プロジェクター, パソコンとする。それ以外の物品は参加業者の負担において用意すること。



(2) 地熱開発事業者選定基準については次のとおり

評価項目	選定基準	審査項目	点数
経営体制 (10点)	地熱発電事業を実施できる体制(調査, 開発, 建設, 運用)が整っているか	地熱事業に係る実績(調査, 掘削, 建設, 運用)を有しているか。	5点
		地熱事業を実施するための人材, 設備, 資金を有しているか。	5点
環境配慮 (35点)	周辺温泉等のモニタリングを計画しているか	過去の文献等による既往調査(今回提示したデータ等)による地下構造評価を踏まえて, 適正なモニタリング対象を選定しようとしているか。	5点
		モニタリングは, 適正な頻度・測定項目であり, かつ季節変動を考慮した内容となっているか。	5点
		モニタリング結果の評価方法は適正な手順となっているか。	5点
		周辺温泉等に影響が認められた場合の補償はどのように考えているか。	10点
		還元井設置をどのように考えているか。	10点
事業性 (30点)	ヘルシーランド周辺地域の特性を踏まえた事業計画であるか	過去の文献等による既往調査(今回提示したデータ等)で地下構造をどのように評価しているか。	5点
		開発規模決定までの手順が適正かどうか どのように資源量評価を行おうとしているか。	5点
		開発規模決定までの手順が適正かどうか どのように開発規模を決定しようとしているか。	5点
		景観に配慮した事業計画となっているか。	5点
		開発に係る経費をどのように考えているか。	10点
地域貢献 (30点)	具体性のある地域共生策が提示されているか。	市への利益還元策が具体的であるか	5点
		発電事業実施地域周辺の産業振興や活性化に寄与する事業計画であり, かつ実現性のある具体的内容であるか。	10点
		余剰熱活用の検討内容が具体的内容であるか。	10点
		FIT 期間に限定した事業ではないか。	5点
地元対応 (15点)	関係者への説明について考慮されているか	周辺住民等への理解促進方法は適切であるか	5点
		利害関係者への説明方法は適切であるか	5点
		どのような手法で説明を進めようとしているか	5点
		合 計	120点 (合計)

### (3) 事業者の選定方法

- ① 指宿市「地熱の恵み」活用プロジェクト地熱発電事業者公募要項に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱第3条に規定する委員が、提案内容の審査を行い、審査基準に基づき採点を行う。
- ② 審査委員会の委員（以下「審査委員」という。）による審査の結果、全審査委員の評価点の平均が満点（120点）の7割を超える者のうち最も高い者を受注候補者とする。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の高い者から順に交渉を行う。
- ③ 採点の合計点数が同一の参加事業者が複数いた場合は、審査委員会の各委員の合意による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣を付け決定するものとする。
- ④ 参加事業者が1社であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、選定については、審査委員会で決定するものとする。

## 10 審査結果の通知及び公表

審査結果については、全ての応募者へ書面により通知（共同企業体で応募した場合は、代表者に通知）する。また、審査の経過等審査内容に関する問い合わせには応じない。

## 11 事業基本協定

市と事業予定者は、事業契約締結に向けて、協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

## 12 土地賃貸借契約

事業予定者は、電力会社に対する接続検討（事前検討）申込み後6か月以内に、市と土地賃貸借契約を締結するものし、契約締結を行わない場合は、事業予定者としての地位その他一切の権利を失うものとする。ただし、市が認めた場合はこの限りでない。

## 13 留意事項

### (1) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

### (2) 企画提案書に係る著作権の取扱い

企画提案書に係る著作権は、応募者に帰属する。ただし、指宿市情報公開条例（平成18年指宿市条例第12号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、市は企画提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。なお、市と基本協定を締結した事業者の企画提案については、市の広報活動等において使用できるものとする。

### (3) 系統連系に係る手続きについては、事業予定者が、電力会社へ申込等を行うものとする。

(4) 今回のプロジェクトについては、予算審議など指宿市議会の議決を経なければならない事項もあることから、議会の判断によっては当公募審査及び当プロジェクトが遂行できない場合もあることを前提で応募すること。

14 担当窓口 指宿市役所 総務部 市長公室 政策推進係（東 江川）

〒891-0497 指宿市十町 2424 番地

電子メール：[koshitsu@city.ibusuki.jp](mailto:koshitsu@city.ibusuki.jp)

電話：0993 - 22-2111（内線 127）

ファックス番号：0993-24-3826